

会費規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という)は、定款第42条の規定に基づき、本規則を定める。

第2章 入会金・会費

(入会金)

第2条 入会金は、正会員に限り3,000円とし、入会時に納入する。

(会費)

第3条 会費の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて、次のとおりとする。

一 正会員

募集人数	会費(年額)
3名以下	28,000円
4名から9名まで	48,000円
10名から19名まで	68,000円
20名から49名まで	98,000円
50名以上	148,000円

二 一般会員

なし

但し、正会員が他の代協に属する一般会員及び非会員が代表者となる一般会員については、登録した1名につき10,000円とする。

三 賛助会員

30,000円とする。

(会費の納入方法)

第4条 5月初旬に口座振替とする。

但し、振替不能の時は本会指定の口座へ振込むものとし、その際の振込手数料は会員負担とする。

(会費の納入期限)

第5条 会費の納入期限は、前条の請求で定めた指定日とする。

(会費の滞納)

第6条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しない時は、そ

- の年の10月末日までに納入するよう督促を行う。
- 2 前項の督促期限が経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しない時は、その年の11月末日までに納入するよう再度督促を行う。
 - 3 前項の再度の督促期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しない時は、滞納とする。ただし、滞納の認定に当たっては、理事会の決議をもって滞納者とする。
 - 4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

(正会員の会費内訳)

第7条 第3条の金額は、一般社団法人日本損害保険代理業協会の会費も含むものとする。

(会費対象年度)

第8条 本年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(中途加入)

第9条 年会費の月割とする。但し、一般会員及び賛助会員を除く。

(中途退会)

第10条 原則として、会費は返戻しない。

第3章 附 則

(変 更)

- 第11条 本規則の改廃は、定款第42条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、入会金及び会費の額とその納入方法については、定款第8条および第21条の規定に従い、総会の決議をもってこれを定めなければならない。

(附 則)

- 第12条 本規則は、平成20年12月1日より施行する。
2. 第2条の規定にかかわらず、本会の前身である千葉県損害保険代理業協会（以下「旧千葉代協」という。）の会員であった代理店に所属する者が、本会の設立に際して移行入会するときは、入会金を徴収しない。
 3. 前項に定める者が、旧千葉代協に平成20年度の会費を全額完納しているときは、本会の平成20年度の会費は徴収しない。
 4. 第2項に定める者に、旧千葉代協の平成20年度の会費に未納金があるときは、本会がこれを徴収することができる。

(改 訂)

- | | | |
|-------------|------------------|-----------|
| ・平成21年7月25日 | 平成21年度第1回理事会にて決定 | 会費と政治連盟会費 |
| ・平成29年1月19日 | 平成28年度第3回理事会にて決定 | 会費の改定 |
| ・2020年4月17日 | 2019年度第4回理事会にて決定 | 一般会員の会費 |
| ・2021年1月22日 | 2020年度第3回理事会にて決定 | 支払回数・中途退会 |